九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

社会法判例研究(第一二回)

高**倉,統一** 西九州大学助教授

社会法判例研究会 西九州大学助教授

https://doi.org/10.15017/2100

出版情報:法政研究. 64 (4), pp. 245-258, 1998-03-25. 九州大学法政学会

バージョン: 権利関係:

判例研究

社会法判例研究(第一二回)

社会法判例研究会

「精神障害者」を本人とする個人情報開示請求権の法的

横浜地裁 平成八年三月二五日判決(平成四年(行ウ) |

性格

政処分取消請求事件)

第二八号、

甲野花子

(仮名)

对神奈川県知事岡崎洋、

行

判例地方自治一五二号九〇頁、〔参照条文〕憲法二一条、

保護条例一五条四項一・三号

精神衛生法二二条・二七条・二九条、

神奈川県個人情報

【事実】

生法二九条にもとづく措置入院の決定を受けた(以下「本三日、被告神奈川県知事(以下Yという)により、精神衛一 神奈川県に住所を有する原告Xは、昭和六三年三月

を待たずX自身の判断により通院をやめた。て本件措置入院の継続なくても精神障害による自傷他害のおそれなしとしてそれを解除し、しかしなお入院継続の必おそれなしとしてそれを解除し、しかしなお入院継続の必おそれなしとしてそれを解除し、しかしなお入院継続の必件措置入院」という)。同年五月一八日、Yは、Xについ件措置入院」という)。同年五月一八日、Yは、Xについ

それに対し、Yは、 り返し述べた。同年一一月一九日、Xは、 ずに措置入院させられた。医師に会いたい」等の訴えを繰 下「本件処分」という)。そこでXは、 開示制限条項に該当するとして不開示の決定をなした(以 関する診断書」(以下「本件鑑定書」という)および 対し本件措置入院の手続を知り得る文書の開示を請求した。 神奈川県衛生部保健予防課を訪れ、「(自分は) 診察も受け という)については、 神保健法第二三条に基づく申請書」(以下「本件申請書」 および「入院措置通知書の案文」を開示し、「措置入院に 報保護条例(以下「本件条例」という)にもとづき、Yに 平成三年八月二三日と同九月二四日において、 同年一二月三日、「入院措置書の案文」 本件条例一五条四項一、三、六号の 同年一一月六日 神奈川県個人情 X は

措置 求 の旨を通知した。そこでXがYに対して本件処分の取消を 年八月五日、 会会長に提出した。 意見書と同趣旨の補足意見書を神奈川県個人情報保護審査 く存じます。 件条例二 議申立書をYに提出した。 なかったにも (Xの意見聴取)において同趣旨の意見を述べた。 8 神鑑定を受けた事になっているかはっきりさせて頂きた 等の記載をなした意見書を、 る行政訴訟を提起したのが本件である。 入院させられるに至るため 四条にもとづき、 本件処分に対するXの異議申立を棄却し、 その医師とやらに面接させて頂きたく存じま かかわらず、 同二月二九日、 また、 「どこの病院でどの様な方か 診断書が出ている旨を記した異 の医師 同年二月一〇日には、 平成四年 Xは前記審査会の審議 からの診察が ·一月二 四 Y なされ 日 は同 右 そ 本 5

問題行 事項、 9 0 の詳細記入欄、 他 Ĕ Ξ 常生活の介助指導必要度、 入院・入院外診療に関するもの)、 ② 診 動 であり、 本件鑑定書に記載される事項の一 断名、 ⑥現在の状態像、 ⑪特殊療法等、 その内容は、 ③生活歴 発病前状況等、 ⑦身体病状、 被鑑定者と保護義務者の身分 ⑩医学的総合判定 ⑩鑑定上とくに必要な場合 ① 備考・ は 8要注意必要度 診断 ④現病歴、 医師からの 名 (措置そ 生活 (5)

> 名・印、 連絡欄、 ある。 日時、 請者の住所氏名・ 者の氏名等」であり、 立ち会った精神衛生吏員の氏名・印、 の氏名等」であり、 の概要、 ある者と現に保護の任に当たっている者の身上関係 所が記される。 その二は ⑩被鑑定者に関する陳述者の氏名 ④その他参考となる事項である。 16医師所属 行政庁における記載欄である。 本件申請書に記載される事項の一 「病状の概要等」 印·生年月日 施設名・所在地・電話番号、 そこには⑭鑑定年月日、 内容は、 ①精神障害者• であり、 精神障害者等との続柄で 18立ち会った場 その二は 年齢 内容は、 (15) その 鑑 は 続柄 ⑪鑑定に 「鑑定医 定医 3 中 ②申 病状 住

の請求の対象となった個人情報が個人の指導 ると認められるとき」 をすることにより、 対象となった個人情報に開示の請求をした者…以外の 示をしないことができる」 かに該当するときは、 に関する個 に係る個人情報について開示することが次の各号の 四 本件条例一五条四項は 人情報が含まれる場合であって、 当該個 当該個人情報の全部または一 をあげる。 とし、 一人の正当な利益を侵すことに 「実施機関は 同じく同三号は、 号は、 開 請求者に開 示 開 診断 0 示 部 請 \mathcal{O} ず 開 評 個 求 0 0 開 価 求

選考等に関する情報であって、 おそれがあるとき」を規定する。 当該指導、 診断、 評価、 選考等に著しい支障が生ずる 請求者に開示することによ

V

三回、 当性について、 るが、 持っており、 岩田医師は、 的であり、 措置入院に適正手続の履踏がなかったことを明確にする目 的・一般的・主観的である。 鑑定医等にかかる私生活の平安の侵害というY主張は抽象 非開示情報が最小限となるよう解釈すべきである。 請求権の重要性、 主張は左のとおりである。 条例の右条項に該当するか否かである。 五 プライバシー保護の積極的側面としての自己情報開 Xと面接し、「本件鑑定書の開 本件鑑定書の開示により、 心理的ショックを受け、 本件の争点は、 「Xは精神科医師や精神医療に対し、 鑑定医等の「正当な利益」 この不信感が今後も持続することは予想され 平成六 (一九九四) Xは通常の社会人としての生活をしており、 国際人権規約一九条二項等の趣旨に鑑み、 右鑑定書および申請書の開示が本件 本件条例の開示制限条項につい 本件鑑定書等の開示は、 病状が悪化するとは考えに 年一月から二月にかけ計 新たに診断や治療に著し 侵害にはあたらない。 示によって、 それに関するXの 既に不信感を 原告が 一号該 本件 示

> 受けることなく、 うる部分のみを非開示とすればよい。 者の住所氏名等から、 鑑定書記載部分のうち、 よって関係者に対し、 61 それはなく、 開示により精神的ショックを受け、 Xは平成元年二月から現在まで、 名・年齢・続柄・住所および申請書記載事項のうち②申 た精神衛生吏員の氏名、 薄い」という意見書を提出している。 支障が生じるおそれ」 診断をなされたこと自体は認識しており、本件鑑定書等の および申請書の開示が当該利益の侵害にあたるとしても 支障が生じるとは考えにくい」。「本件鑑定書の開 本件鑑定書の開示により「当該診断に著し 日常生活を過ごしており、 法的に逸脱した行為に及ぶ可能 にあたるとするYの主張はあたらな 鑑定医、 ⑩鑑定医氏名、 ⑩被鑑定者に関する陳述者の氏 陳述者、 精神科への通院、 病気が再度悪化するお 三号該当性につい かりに、当該鑑定書 ①鑑定に立ち会っ 申請者が識別され 精神病とい 治療を 性 示 K

あり、 これを本件条例の解釈指針とすべきではない。 項各号はその趣旨に従い、 それに対するYの主張はこうである。 国際人権規約は国内的効力を有するものではなく、 法文にそって解釈すれば十分で 本件条例一五 号該当性 条四

ば、 状況 開示すると、 担当医の判断を待たずに通院治療の中止したこと、 名 開 度悪化するおそれがあるから、本件鑑定書および申請書の とになる。三号該当性について、 私生活の平安が害され、 にみられる言質から判断して、 に に予測され、 は うい 宗は Xが今後精神科医師一般を信用しなくなることが容易 - 請求者以外の個人に関する情報」 生活歴等」 (事実二) からして、 て、 「当該診断に著しい支障が生じるおそれ」にあたる。 本件鑑定書における「鑑定医の氏名等」、 また開示による精神的ショックから病気が再 Xからの苦情等により、 から情報提供者が容易に識別でき、これら 右の者の正当な利益が侵されるこ 鑑定書および申請書を開示すれ 本件鑑定書および申請書を 本件処分時におけるXの 鑑定医、 にあたる。 申請者等の またXが 事実ニ 「診断

判旨】 請求棄却

(一五条一項) 旨規定したものである。これは憲法及び国則として何人であっても、個人情報の開示を請求できるる個人情報の開示を認める権利を明らかにし (一条)、原つ上で重要であることに鑑み、個人が、県の機関が保有すっ上で重要であることに鑑み、個人が、県の機関が保有する。

る。 際人権規約等に基づく個人の るか否かも本件条例の趣旨・文言に即して決すべきであ 鑑定書および申請書が、 る がって、 情報の開示請求権を創設的に認めたものとされ 則るものとはいえるが、 かは、 実際にどのような情報を開示の対象と…… 条例の制定権者が決定すべき事項であり、 あくまで本件条例によって、 本件条例一五条四項各号に該当す 『知る権 利 の尊重 0 理 本件 念に す

- まれ」、 人情報 者以外の個人の情報」であり、 う) とは 人の正当な利益を侵すことになる」ことである。 の個人(以下、 が識別され、 求者以外の個人に関する情報 (1) (以下、 かつ「②請求者に開示をすることにより、 「請求者の個人に関する情報であると同時に請 一号認定の要件は、 又は識別され得るものをいう」。 「第三者」という〕に関する個人情報が 「開示請求情報」という〕 〔以下、「第三者情報」 ①開 「当該情報から 示の対象となっ に、 特定 請求者以 当該 と た個 個 外 個 含
- 当該鑑定医、精神衛生吏員及び被鑑定者に関する陳述者の等は、Xの個人情報であるとも解されるが、これは同時に、()①要件について、本件鑑定書のうち「鑑定医の氏名)

るが、 よび される」。したがって、 特定の個人(申請者) 記載することが求められ……右病状の概要等の記載からは、 傷他害のおそれがあることを具体的に記載することとされ 情報にも該当し」、 名等の記載は、 個人情報にも該当する」。本件申請書のうち「申請 「病状の概要等」の記載は、 ならびに本件申請書における「申請者の氏名等」 当該精神障害者又はその疑いのある者の行状等が自 右の記載は、 Xの個人情報であると同時に申請者の また「申請者は、 その性質上申請者の体験等をそのまま が識別され、 本件鑑定書における「鑑定医 ①要件を満たす。 又は識別され得ると解 病状の概要等の 者の氏 一の氏 記載 個 な

- れることになるか否かによって判断すべきである」。
 これを開示することにより、当該個人の正当な利益が侵さることが客観的にも期待され、その期待が正当であるなど、
 す者と第三者との関係等からみて、当該情報を不開示とす
 れることになるか否かによって判断すべきである」。
- せ、しかして本件鑑定書に、その者にかかる措置要件認定るとき、精神衛生鑑定医(二名)に命じその者の診察をさあった者について都道府県知事は、調査の上必要性を認め(4)本件鑑定書について、精神衛生法二三条の申請の

ることにより、 期待され、 義務もない」。さらに事実二から推察される「Xと本件鑑 は のための診察結果を記載するのであるから、 の開示は要件②を満たす。 ると解される」。よって、 みれば、 た精神衛生吏員及び被鑑定者に関する陳述者との関係から 定書を作成した鑑定医との関係、 れたものでなく、 定者に対し、 医師が患者の求めに応じてする診察とは異なり、 鑑定医の氏名等を不開示とすることが客観的に その期待は正当であると解され、 鑑定医の氏名等を明らかにすることが予定さ 鑑定医等の正当な利益が侵されることにな またこれを開示しなければならない法的 本件鑑定書の ひいては鑑定に立ち会っ 「鑑定医の氏名等 これを開示す かかる

して、 制度の前提となっているというべきである。 ১ できるよう申請者の氏名等の匿名の利益を保障することが に申請ができるようにしたと解される。 記載の真実性を担保し、 の記述をした申請者を処罰の対象とすることにより、 (5)申請者が心理的に抑止されることなく、 何人であっても心理的に抑制されることなく、 本件申請書について、 反面 精神衛生 『誰でも』右申請ができると 「法は申請書に虚偽 この趣旨からみる このように申 自由に 申 その

さ 請者の氏名等は、 要件②を満たす。 よって、 ことにより保護される利益は客観的にみても正当である」。 るXと申請者との関係等からみれば、 れており」、 本件申請書における また前記認定事実 これを不開示とすることが客観的 「申請者の氏名等」 (事実二) これを不開示とする から推察され の開 に期待 宗は

する。 0 が生じるおそれがある」ことである。 者に開示をすることにより、 の指導、 「診断名、 (1)診断、 三号該当の要件は、 生活歴等」 評価 選考等に」 の開示がこれに該当するかを検討 当該指導……等に著しい支障 「①開 かか そこで、本件鑑定書 ~わり、 示請求情報が、 かつ「②請求 個人

査、 鑑定医がXを診察した結果を記載するものであるから、 に関する情報』 活歴等』 0) 本件鑑定書の記載のうち 診断に関する情報といえる。 (2)治療、 ①要件につい の記載は①の 投薬等の に該当する」。 一連の医療行為を含むと解されるが て、 『個人の指導、 「同号の 『診断名、 したがって、『診断名、 「診断」 生活歴等』 診断 とは、 評価、 の記載は、 診察、 選考等 生 X 検

(3) ②要件について、「同号の『当該診断』には請求者

号の 開示すれば、当該診断に著しい支障が生じるおそれが たものと認められる」。「したがって本件鑑定書の記載 がされる必要性がある場合も含まれると解され、 が ち の記載からみれば、 あったと認められ、 に診察は受けていないが、 に る診断等が困難になる場合も含まれると解され」る。 現に行っている診断だけでなく、 『診断名、生活歴等』 「前記認定事実によれば……Xは本件処分時におい 『著しい支障が生じるおそれ』 また、 本件鑑定書の の開示は同号に該当する」。 前記のようなXの行動や意見書 継続的に通院治療する必要が 『診断名、生活歴等』を には、 今後継続的に通院治 また、 継続され て現 さら のう あ 同 療

四「以上のような次第で、本件鑑定書のうち、『鑑定医の氏名等』の開示は本件条例一五条四項の一号に、また本件申請書の開示は同項一号に該当」する。しかしてまた本件申請書の開示は同項一号に該当」する。しかして X および保護義務者の身分関係のみの開示は無意味である ので一部開示の余地もなく、これらを非開示とした本件処分は適法であったと判断される。

【評釈】 判旨に反対する。

表され う ー てい 号)。 例 開については、 告を読んで― 報公開部会による「情報公開法要綱案 国会制定法はない 計算機にかかる個人情報の保護に関する法律」(一 護制度については、 制度における公文書開 個人情報保護制度における自己情報開示請求権と情報公開 含む九八三団体が個人情報情報保護条例を制定し、 九九〇年三月に個人情報保護条例を制定してい る。 三要綱を、 個人情報保護法」) 0) 条例でいえば、 背景と情報公開条例との比較」、 判決の位置づけ た。 神奈川県は、 詳細は堀部政男 ある憲法研究者の感想」 市区町村が二七一条例・一八要綱を制定し 一九九六年四月現在、 (ただし一九九六年四月二四日、 一九八八年「行政機関の保有する電子 一九八二年一〇月に情報公開条例を、 示請求権とを考え得る。 があり、 九九三年四月現在、 法令において情報を求める権利に 情報公開法要綱案 情報公開制度については 等、 都道府県が 奥平 (中間報告)」 ジ 康弘 八都道府県を ュリ一〇九三 個人情報保 る。 「中間報 (中間: 般に 行政情 四四四 情報公 が 発 条 報

基礎やその具体的内容は充分に確定されていない。自己情概念でない。その理念は一般に首肯し得るも、権利の法的法令において情報を求める権利はいまだ一義的に明確な

する個・ 報開示請求権でいえば、 基準があらためて問われることになる。 また一定条件における当該権利の制限が規定されるとき 自己情報のなかに「第三者」"third party"情報が含まれ 上認めても(本件条例一五条一項)、 (同四項)、 人情報」と定義し、 請求者の 「自己」 か 当該情報の開示請求権を実定法 りに自己情報を「自己を本人と 情報の範囲や 開示請求の対象たる 制限条項の 適

題点_ 八·二八判時一二〇八号)。 ○頁、診療録の開示請求については、 ○・二二行集三八巻一○号一四二三頁、 く同意入院届出の公開については長野地判昭和六二・ 療) の行政処分 0 右の問題に一定の判断を示した し得るかを争った最初のケースであり、 本件は、 ある「精神障害者」 精神保健福祉法」) 現在精神保健及び精神障害者の 自己情報の開示を個人情報保護条例によりどこまでな 大谷實、 措置入院の手続にかかる被措置入院者 (墨谷葵 中山広太郎編 「精神衛生法における入院手続上の となる。 への医療保護を目的とした強制 精神衛生法は、 しかし、 『精神医療と法』 (公文書公開条例にもとづ 東京高判昭和六一• 福 自傷他害の 判タ六六九号一 当該権利をめぐる 祉 精神保健法を経 K 関 弘文堂、 する おそ の () лч n

本件はひとつの標準となる事案である。置入院者の「自己情報コントロール権」の限界を知る上でい。よって爾後同種事件の発生は当然予測し得るし、被措健法においても、現行の精神保健福祉法においても改変な九八〇年、六〇頁)としての措置入院の法構造は、精神保

沿う。 出されるものではなく、 以下 条〕や右各条約 で定められている情報開示請求権は、 か は 条の規定 報公開請求事件高裁判決が 設される。 権であるとを問わず、憲法・国際人権規約等から直接導き る権利は、 なく、 わっては、 判時一三七四号三〇頁)、 はじめて認められ」るとし(東京高判平成三・一・二 情報公開制度にかかわっては、 本件条例と憲法との関係 国際人権規約 本件 〔知る権利〕に基づいて直接的に発生するもので これが判例の立場であり、 公文書開示請求権であると、 高槻市内申書開示請求事件地裁判決が 〔栃木県公文書の開示に関する〕条例により 〔市民的及び政治的権利に関する国際規約 (B規約)」という) 当該権利を規定した条例により創 「文書の開示請求権は憲法二一 また、 法令において情報を求め 個人情報開示制度に 本判決もこの流 憲法 栃木県知事交際費情 自己情報開示請求 一七条、 〔一三条、 子ども 「条例 二六 れに か

二〇判時一五三四号一五頁)。認められた権利である」とする(大阪地判平成六・一二・はなく、本件〔高槻市個人情報保護〕条例により創設的にの権利に関する条約二八条〕から直接引き出されるもので

岩波書店、一九九三年、一四一 を要求することのできる権利」 他者の入手差止、 情報主体にかかる個人情報の①本人開示、 をいい、 したものである。 する「知る権利」 する「自己情報コント 法令において情報を求める権利は、 また、 知る権利とは「積極的に政府情報等の公開 ④利用抑制ないし漏洩禁止を求める権利 一般に、 等の理念を実体法上の権利として具体化 ロール 自己情報コントロール権とは 権 頁。 をいう または同二一条を根拠と 憲法一三条を根拠 (芦部信喜 ②誤認訂正、 3

それは憲法上の権利を具体化したものと解釈されるか この権利を「具体化する法律や条例が制定された場合には が具体的請求権となるには、 ……当該法律 『憲法』青林書院新社、 憲法通説の立場である 自己情報コントロ 条例の解釈運用にあたっては、 1 ル (芦部前掲書、 一九八一年、三一七頁)。 権にせよ、 法律の制定をまつとするの 知る権利にせよ、 一〇四頁、 条例等の文 しかし、 佐藤幸治 それ

意義については 判時一三四六号一八〇頁)。精神科医療における人権論的 理 口 (平松毅 1 の ル ほ 権」において後述する。 か、 「栃木県知事交際費情報公開請求事件第一 憲法上の人権としての意味を無視できな 五五 現代の精神科医療と自己情報コント 審評論 ζĮ

0

益 被措置入院者による法的逸脱行為ないし社会的逸脱行為 様式一八)等)、この場合、 が通常人としての立場においておこなうことも想定されて である。 与え得る。 にか てもよい。 お (苦情等による多大な迷惑など) 万一の可能性」 正当な利益」をはじめて審査した。ここでの「正当な利 ŋ 判定をその職務とし の解釈は今後右第三者の氏名開示の範囲決定に影響を か (一項、 「措置入院に関する診断書」 わって精神衛生法の措置入院手続に関与した者 「正当な利益」の解釈 同法二三条の申請は、 ことに鑑定医にかかる正当な利益の審査が重要 L 精神保健法規研究会『精神保健法詳解』 かし、 を根拠に、 鑑定医は、 (二九条・二九条の二)、 素人たる申請者につい 正当な利益侵害を一応 措置入院の実質的要件成否 本件は、 専門的知識を有しない の (昭六三健医精発一六号 「偶発的危険」または 個人情報保護条例 同じ第三者 ては、 推 $\overline{\bigcirc}$ 定し 素人 の

> 性質・内容、 医や申請者の 性判断の決め手は②要件の認定にあり、 開示請求情報は当該第三者情報も含めて請求者の 開示請求情報に第三者情報が含まれていても、 となる。その判断基準として、 報」として開示される。 第三者の正当な利益を侵さなければ一号要件は充当せず、 とにまちがいなく、 問題である。 といっても、 に鑑み、 (判旨二(3)。 審査に際してより厳格な基準を設定しなければならな 号認定にかかる二要件のうち、 ことに「鑑定医の氏名等」にかかる右審査を検討 ここでは鑑定医のもつ専門家としての責任 鑑定医、 措置入院にか ii)請求者と第三者との関係の二つをあげた 「正当な利益」 そこで何かを争う余地はない。 申請者の氏名が第三者情報であるこ しかして、 かる責任は重く、 侵害のい 判決は、 ①要件の認定は事 本件における一号該当 か ()開示請求情報 具体的には、 んがここでの争点 当該利益侵害 その 「自己情 しかし、 開 変の 鑑定 0

察が知事の命によるものであり、 内容であり、 判決が審査してい まず(i)基準について、 それについ るのは本件鑑定書に て判決は、 開示請求情報の性質・内容として 医師が患者の求めに応じ 本件鑑定書における診 おける診察の性質と

する。

もないとした

(判旨二4)。

鑑定医が自己の氏名を被鑑定者に開示する予定も法的義務ておこなう一般の医療契約における診察とは異なるから、

院 待ち、 のる。 ある場合自明であり、ある場合端から知る要求の対象にな とって医師の氏名、 り成立する。 か に判断し得ないことから、 を欠きあるい あっては概括的でよい 示でよく、 患者」という)からの診療の申込みと医師・ 医療契約は患者本人またはこれに準ずる保護者等 患者が鑑定医の氏名を聞くことも かりに医師の名前を知りたければ患者は聞き医師は名 「医師」という) 判決のいう医師の氏名開示予定の有無はその程度の 九九四年、三七五―三七七頁)。このとき、 医師が自然に診療を始めるというように、 措置入院に際しての診察の場合、 その内容と範囲は、 申込みと承諾の形式は患者が待合室に診療を は 病識はあっても自らの医療上 彼が所属する医療機関の所在地などは の承諾という意思表示の合致によ (野田寛 患者本人からの診察申込みはな 医療の流動から承諾時 **『医事法** 般的には、 患者は事実上病識 (中巻)』 0) 医療機関等 利益 自 ない。 青林書 患者に を独自 由 (以 下 • 黙 に

> 始されるべきものである。 措置権を有する知事が権限行使の成否判断のために鑑定医 請求に応じ医師は自己の氏名を明らかにする義務を負うと であり、 に命じておこなわせるものであり、 を目的として都道府県知事が行使する強制入院の公権 の根拠は、 いうことになる (民法六四五条)。これに対して措置入院 (措置権) では法的にはどうか。 よって、受任者の報告義務の一環として、 の発動にある。 自傷他害のおそれある精神障害者への医療保 その際おこなわれる診察は、 般の医療契約は、 行政庁の職権に 準委任の一 患者 により 種 力

判定) 条一 理学的および職能的判定」 処分に先だつという点だけからいえば、 道府県知事が医師に命じる――したがって医師が患者の求 害者福祉法において、 めに応じてするのとは異なる―― 行規則二条) 人市町村の福祉事務所より求めがあったときは、 しかし本件で問題となっているのは行政処分に際して都 項二号ハおよびニの業務 にかかる判定書を交付しなければならない としているし、 身体障害者更生相談所長は障害者本 および補装具の処方および 同趣旨の規定は精神薄弱者福 (「身体障害者の医学的、 診察一般ではない。 たとえば、 同法一 同 身体障 法施 行政

ことである。

質は、 ない な 診察に いてもある 祉法一二条二項二号の業務 が職権による措置を前提とする社会福祉各法には及ば と解すべきである。 かかる判断であって、 むしろ法の強制入院という特殊な行政処分に先立つ 心理学的および職能的判定等) (同法施行規則二条)。 (一八歳以上の知的障害者の医 本判決の射程は、 その意味で、 にか かる判定書に いうまでも 本件の本 つ

定といわざるを得ない。 7 利益侵害が生じ得るのかについて本判決はまったく言及し 期待され、 ら推察されるXと第三者 であるとを問わず、 かし、 おらず、 つぎに回基準について、 との関係に鑑みて、 右第三者に対して、 その期待が正当であるとした その意味では、 事実二にみられるXの言動またそこか 右第三者氏名の不開示が客観的に (鑑定医・精神衛生吏員) 判決は、 具体的立証を待たない抽象的認 具体的に、 鑑定書であると申請書 ٧J (判旨二(4)(5))。 かなる危険なり、 申請者

は とするも、 る 加えて措置入院は精神障害による自傷他害の危険を要件 患者の同意を医療侵襲の前提とする一般医療に比して か に 高 患者の意思を否定することから出発するのだ L. 人権侵害 0 危険性と過酷性を内包して 6 る か

第一、 本批判、 関与」する 三五頁、 院 る判断にはかなりの程度に鑑定医の個性 0 谷前揭論文、六五—六七頁、 鑑定』一九七三年、 をめぐる二、三の問題」日本精神病院協会監修『精神衛生 医療上また法律上不確定な要素を多々含んでいるのである。 年、二六一—二六二頁)。 掲書八頁、 四六—四七頁、 九九一年、 を結びつける合理的根拠は乏しい て必ずしも一致していない。 (一九七四年「国際人権連盟」「国際法律家委員会」での日 「自傷他害のおそれ」の予測が困難で、 の状況」 困難については、 指定医のための理論と実践 精神障害者の概念やその認定基準は精神医学にお 唄孝一編 平野龍一 町野朔 精神医療二巻四号七二頁)。 八一頁)。 (京都大学医学部精神医療研究会 大谷實「精神医療法制の基本問題」 『精神医療と法』有斐閣、 『医療と人権』中央法規出版、 「精神医療における自由と強制」 二三頁、 第三、「『自傷他害のおそれ』 西山詮 にもかかわらず、他方でそ 第二、 大谷前揭論文、五—六頁、 他害の危険にかかる将来予 『精神保健法の鑑定と審 (元吉功「措置入院制度 実質的措置要件である 新興医学出版 当該予測と拘禁と ない 一九八八年、 しは恣意性 一強制措置入 に 同右 九八五 大谷前 対す 測

ある。 能性」では十分でなく、 鑑定年月日、 然性は認められず、 るXの言質から、 利益侵害を審査すべきであり、 専門家たる鑑定医については あたると解すべきである。 は の関与者、ことに「素人」たる申請者についての氏名開示 者による法的逸脱行為ないし社会的逸脱行為 る多大な迷惑など) 以上のことから判断して私見はこうである。 本件条例一五条四項一号にいう「正当な利益」 本件でもかかる判断枠組みをもって鑑定医の正当な ⑤鑑定医氏名、 Xがかかる逸脱行為をおこなう高度の蓋 よって、「鑑定医の氏名等」のうち個 の「おそれ」があれば、 高度の蓋然性をいうと解すべきで しかし、ここにいうおそれは、 ⑩医師所属施設名·所在地 「偶発的危険」 しかして、事実二にみられ や「万一 措置入院手続 (苦情等によ 被措置入院 侵害に の可

右認定をおこなった。 本件鑑定書における に著しい支障のおそれを生じることを要件とする。 同号に例示列挙する指導、 かつ②請求者にそれを開示することにより、 おそれし の解釈 「診断名、 ①要件についてとくに争う余地はな 三号認定は、 診断、 生活歴等」 評価、 ①開示請求情報が、 選考にかかわるこ の記載につい 右指導等 判決は 7

電話番号は開示すべきである。

それ」 拠は、 < 本判決は、 の記載を根拠に、 治療の必要性と前事実二にみられるXの言動および意見書 l る「診断名、 たことになる。 問題は②要件の認定である。 にあたると判断した。 事実二にみられるXの言質であるから、 事実一を唯一の根拠として、 生活歴等」 右事項の開 の記載にかかる三号該当性を判断 Xにかかる通院治療必要の根 示が「著しい支障を生じるお 判決はi)Xに 本件鑑定書におけ 要するに、 か かる通院

断名、 でありそれ以上でもそれ以下でもない。 作成された鑑定書は、 療に対して、 が終了している平成三(一九九一) あったとする。 について判決は一 かりに本判決のいうようにXにかかる通院治療が 生活歴等」の開示が右措置入院の解除され同意入院 どのような支障を、 しかし、 切いっていない。 措置症状の有無を判定する医療情報 昭和六三 (一九八八) どの程度に生じさせるか 年一一 そこにおける 月以降の通院治 年二月当時 必要で 診

利用者 扶助等-して教師の生徒に関する評価であ まず、 への 社会サービスー 指導、 0 領域におい 診断、 評価は一 てはサービスの提供ない 教育、 医療、 ń 体不可分としている。 医師の患者に対する 福祉 雇用、 し支援と

見表明は得てして、 mations であり得る。 それらを記した文書は、 脱行為の前兆と簡単にとらえられてきた。 的側面が強調され、 情報の不開示をいうならば、 は十分に確立していない。 のである。 ほとんどは情報主体に開示されない「おそれ」が生じうる 本人にとっては生来的にデリケートな情報 sensitive infor-診断であれ、 (ショック)を理由に、 加えて、 社会福祉職員の要援護者に対する指導であれ、 患者の自己決定を基礎とした処遇慣行 精神科医療においては、 医師等への「言いがかり」、 よってサービス利用者への精神的悪 評価され、 また、 それこそ社会サービス情報の 指導等のおそれをい 患者による医師等への意 診断され、 患者への保護 指導される 社会的逸 77 個人

あり、 に、 りうる自己情報を入手する権利利益はほとんど保護されな 開示制限の条件としているにもかかわらず、 法 しょ が といってよい。 抽象的 方で社会サービスないし精神科医療にはかかる状況が 他方で、 般化するならば、 かつ曖昧な認定で当該条項の適用をおこなう手 同号が文理上 被措置入院者が当該入院手続を知 「指導等への著しい支障」 本判決のよう を

五 精神科医療と自己情報コントロール権 精神障害者

号、 とか、 なる 影響を一義的に判断する基準は精神医学になく、 医療者からの説明を正しく理解すること、 ことであり、 が現実に自己の医療情報を統御できるかどうかはひとつの の判断は、 の類似状態をみても、 れるXの言動の評価や鑑定書の開示がXへの治療に与える の判定は所詮推測である。 る場合もあればない場合もある。 れは各人の個体差や状況による一 者一般について当該能力の有無を問う命題は成立せず、そ 島一憲他「精神治療におけるインフォームド・コンセント る程度一貫した判断を下し、 報を統御するためには、 うひとつのことである。 付与し、それを具体化するための制度を整備することは 一九九二年、七六三頁)。 ECTについての試論-(インフォームド・コンセントの議論に関連して、 社会的ないし法的逸脱行為に及ぶとか及ばない つねに 法が精神障害者に医療情報の統御する権利を 「水掛け論」をうむのである。 治療に支障をきたすとかきたさな たしかに、 治療状況の概略を把握すること、 本件においても、 それを表示することが必要と にもかかわらず、 また一個人についてもそ 精神神経学雑誌九四巻八 一つまり、 患者が、 同じ状況ではあ この能力はあ 事実二にみら 自己の医療情 そうだと 精神障 同一人物 中

とらえるかにある。 た は 5 原則のもとに 重 要なのはどういう論理 精神障害者の自己情報の 枠組 H 0) な か 統御問 で 題 あ る

則」)」、 規約 九五年 州に 条、 神医療九号、 改善のための原則」 ける権利擁護法については、 情報権の保護を明確に位置づけるべきである 考慮しながら、 保護および精神保健ケアの改善 とアド 精神疾患を有する者の保護およびメンタル 閣 以下の議論は立法論にあたり、 詳細は他稿に譲らざるをえないが、 お (B規約) 九九一年一二月一七日国連総会採択の ボカシー」河野正 改訂)「 ける患者の権利促進宣言」、一 患者の権利を明記した国際文書 九九七年所収、 「患者の権利に関するリスボン宣言」 精神障害者の権利擁護法を整備し、 九九五年、 九条一・二・四項等、 の概要とわが国 「国連原則」 輝、 一六-三一頁)。 河野正輝 菊池高志編 本判決の評釈を越えるの 0) ため 「の精神保健法」 については斎藤 九八一 「序章 今後は 憲法 0 『高齢者の (一九九四年 原 年採択 一 三 条 · 二 一 則 「精神病者 (社会法に ル 権利擁護 「国際人権 スケア 三国 法と精 等) 法 そこに 護法 正 連 有 九 欧 原

(髙倉統一)